

明治大学 2025 年度教育職員免許状一括申請手続要領

(科目等履修生用)

1. 教育職員免許状の申請

教育職員免許状は、教育職員免許法に則り、都道府県教育委員会に申請することにより授与され、いずれの教育委員会から授与される教育職員免許状も全国共通で使用できます。

申請方法には、個人申請と一括申請の 2 通りがありますが、一括申請とは大学が窓口になり、当該年度の教員免許状取得見込者を取りまとめて手続きを行う申請方法のことです。

一括申請による教員免許状の申請を行うかどうかは任意です。

2. 教育職員免許状一括申請対象者

下記(1)～(2)にすべて該当する方が一括申請の対象となります。

(1) 本年度中に教員免許状申請に必要な所定の科目の単位を修得可能な者

※ただし、次の場合は一括申請の対象外となります。

- ① 2025 年 4 月現在において既に免許状取得要件（基礎資格（学士の学位等）及び最低修得単位数）を満たしている場合
- ② 科目等履修生で、今年度、介護等体験の実施や免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目のみを履修する場合（旧免許状所持者を除く）
- ③ 先取り履修した単位を、免許の取得要件として使用する場合
- ④ 東京都教育委員会に申請する者で所在地が東京都以外の大学において修得した単位を申請単位として使用する場合（ただし、66 条の 6 の科目のみ申請単位として使用する場合は、一括申請の対象となります）
- ⑤ 旧々法課程で修得した単位を新法に読み替えて申請に使用する場合

(2) 教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号に抵触しない者（下記参照）

第 3 号 禁錮以上の刑に処せられた者

（執行猶予付の判決を受けた者で執行猶予中の者、刑の執行を終えて 10 年未満の者を含む。）

第 4 号 第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者（公立学校の教員で、懲戒免職処分又は分限免職処分を受けた者）

※分限免職：一般職の公務員で勤務実績が良くない場合や、心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合などその職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的としてその職員の意に反して行われる処分のこと。

第 5 号 第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者

（国立学校、私立学校の教員が公立学校の教員における懲戒免職処分及び分限免職処分に相当する事由により解雇された者、教育職員以外の者で法令の規定に故意に違反し、又は教育職員としてふさわしくない非行があって、その情状が重いと認められた者で教育職員免許状の取上げ処分を受けた者）

第 6 号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 一括申請の手続きについて

以下の手続きを遺漏なく行った方に対し、要件を満たした年の年度末に免許状が授与されます。

- 4月 教育職員免許状一括申請申込書を提出した方
- 10～11月 「教育職員免許状授与申請確認」を行い、申請手数料を納入した方
- 申請に必要な書類をすべて提出した方

4. 書類の提出について（春学期） ※秋学期に提出が必要な書類は改めて案内します。

「教育職員免許状一括申請申込書」※科目等履修生の出願書類と同時に提出してください。

提出締め切り日 4月3日（木） 提出先：資格課程事務局（分室を含む）

その他書類

提出締め切り日 6月30日（月） 提出先：資格課程事務局（分室を含む）

対 象 者	提 出 物
● 全員 注意：「本籍地」とは戸籍のある場所の事です。<u>住民票のある場所と同じとは限りません。</u>	● 本籍地の記載のある「住民票の写し」※住民票のコピーのことではありません（本籍地の都道府県名以外に必要な項目はありません。） 教員免許状には本籍地（都道府県名のみ）が記載されます。<u>正しい本籍地を確認するために必要な書類</u>です。 ※コンビニで住民票の写しを発行される場合は必ず本籍地の記載「有」を選択してください。初期状態では本籍地の記載「無」となっている場合があります。
■ 他大学（明治大学短期大学を含む）で取得した単位を、教育職員免許状申請単位として使用する場合	■ 申請免許教科ごとの「学力に関する証明書」 各1通 （平成28年改正法〔新法〕書式を基本としますが、事前に別途ご相談ください。） ※今年度科目等履修生の手続書類として資格課程事務局に提出した方は不要。 ■ 介護等体験証明書 ※該当者にのみ別途お知らせします。
■ 教員免許状をすでに取得している方	■ 所持する教員免許状全てのコピー（両面記載がある場合は両面とも）

5. 今後の予定

- ・ 10～11 月頃 教育職員免許状授与申請確認
- ・ 1 月下旬 免許状交付可否通知郵送先 Oh-o! Meiji アンケート
- ・ 3 月初旬 免許状交付可否の通知
- ・ 3 月 26 日 免許状交付

6. その他

- ・ 本学では、駿河台・和泉・中野キャンパス在籍者は東京都教育委員会に、生田キャンパス在籍者は神奈川県教育委員会に免許状を申請します。
- ・ 手続きを完了しても一括申請の申請条件及び申請日程から外れる場合（特別試験の対象者/成績評価が変更になった者）については、原則として申請取り下げとなります。
- ・ 免許状の氏名は JIS コード第 1・第 2 水準の漢字で表示されます。必ずしも戸籍上の漢字と同一ではありません。
- ・ 一括申請登録アンケートで回答した電話番号やメールアドレスに資格課程事務室（shikaku@mics.meiji.ac.jp、03-3296-4184・4185）から連絡する事があります。携帯電話等に登録して必ず連絡が取れるようにしてください。

明治大学 資格課程事務室